

身体犯被害者用手引

犯罪の被害にあわれた方へ



山 梨 県 警 察

令和3年3月

はじめに

予期しない事件や犯罪に巻き込まれ、被害にあわれた方やそのご家族の方は大変辛く悔しい思いをされ、また、突然のことに戸惑い、今後どのように対処したらよいのか、不安な気持ちになられていることとお察しいたします。

この冊子は、犯罪の被害にあわれた方やそのご家族に

- **捜査や裁判は、どのように進み、犯人はどのような手続で処罰されるのか、また、そこでは、どのようなご協力をお願いすることになるのか。**
- **利用できる制度には、どのようなものがあるのか。**

といったことをわかり易くお知らせするために作成したものです。

「被害にあったことが本当であるのか信じられない」、「どうしたらよいのか分からない」などの心の問題や経済的な問題もあります。

折にふれ、この冊子に記載されている各種制度や相談窓口等をご覧ください、利用していただくことによって、悩みや問題解決の一助になればと願っております。

目次 Contents

1	刑事手続の概要	1
	刑事手続の流れ	
	少年事件手続の流れ	
2	捜査へのご協力をお願い	5
	被害届の提出	
	事情聴取	
	証拠品の提出	
	実況見分（検証）への立会い	
	病院での診察	
	裁判での証言	
3	被害にあわれた方が利用できる制度	7
	(1) 被害者等に対する支援要員制度	7
	(2) 刑事手続、捜査状況の情報に関する制度等	7
	(3) 裁判で利用できる制度	10
	(4) 更生保護において利用できる主な制度	12
	(5) 安全の確保に関する制度	13
	(6) 経済的支援や各種支援・福祉制度	14
4	民間団体による被害者支援	17
5	各種援助・救済制度	18
6	各種相談窓口	20
	警察の窓口	
	その他の相談窓口	

犯人や犯罪の事実を明らかにし、科すべき刑罰を定める手続のことを刑事手続といい、これは大きく、捜査、起訴、公判の三つの段階に分かれ、犯人が成人と少年の場合には、これらの手続が異なります。

警察による捜査

犯人を捕まえ、証拠を収集して事実を明らかにし、事件を解決するために行う活動を捜査といいます。

警察が一定の証拠に基づいて犯人であると認めた者を「被疑者」といい、警察が必要な場合には被疑者を逮捕してから48時間以内に、その身柄を検察官に送ります（これを「送致」といいます。）。

送致を受けた検察官が、その後も継続して被疑者の身柄を拘束して捜査する必要があると認める場合には、24時間以内に裁判官に対して身柄拘束の請求を行い（この身柄拘束を「勾留」といいます。）、裁判官がその請求を認めると、被疑者は最長で20日間勾留されることになります。被疑者が勾留されている間にも、警察は様々な捜査活動を行います。

※ 被疑者が逃走するおそれのない場合等には、被疑者の身柄を拘束しないまま取り調べ、証拠を揃えた後、捜査結果を検察官に送ることとなります（これを「書類送致」といいます。）。

検察官による起訴

送致を受けた検察官は、勾留期間内に、警察から送致された書類や証拠を精査し、検察官自身で被疑者の取調べ等必要な捜査を行い、被疑者を裁判にかけられるかどうかの決定を行います。裁判にかけられる場合を起訴、かけない場合を不起訴といいます（起訴された被疑者を「被告人」といいます。）。

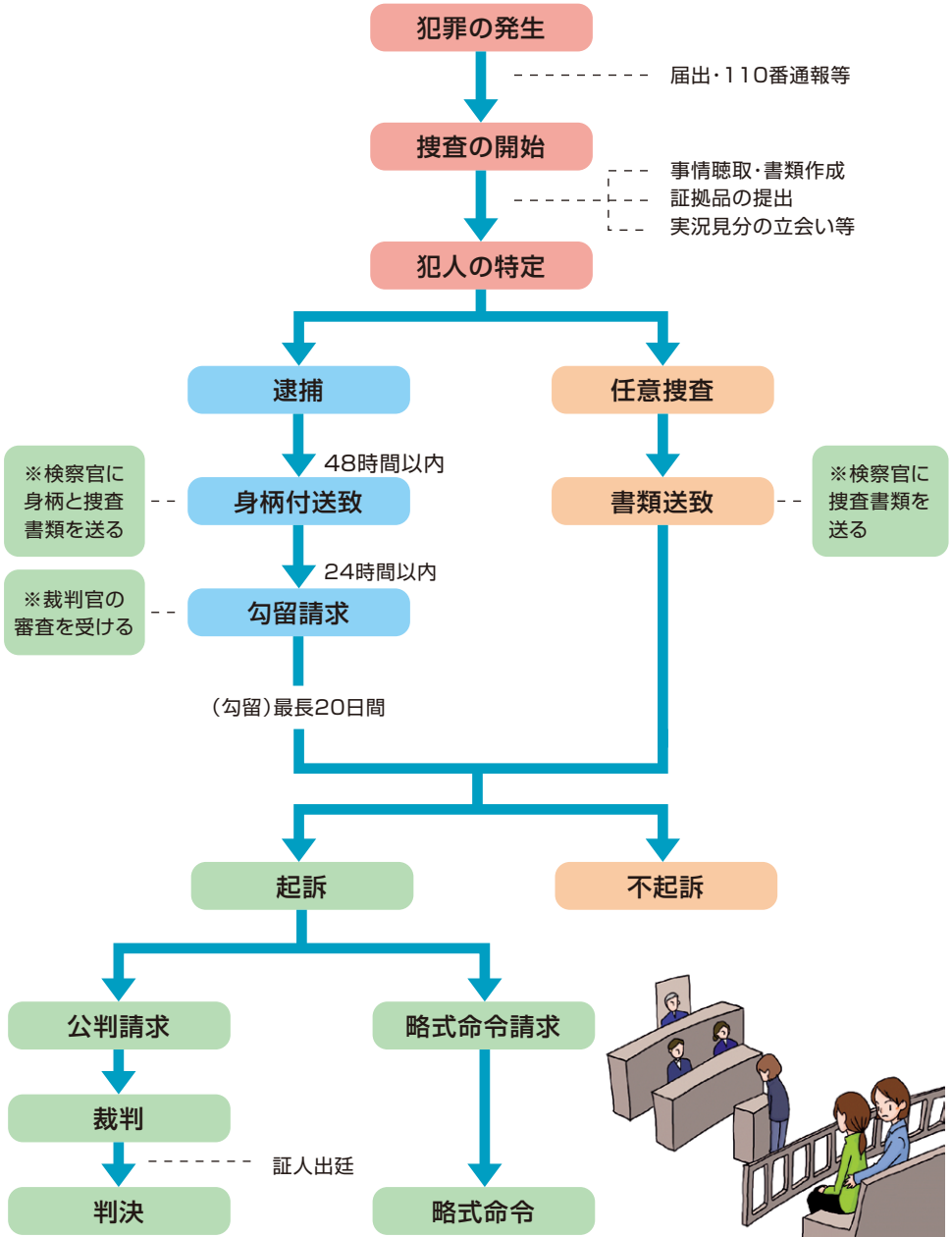
※ 起訴には、公開の法廷で裁判を請求する公判請求と、一定の軽微な犯罪について書面審理だけの裁判を請求する略式命令請求等があります。

裁判所で行われる公判

被疑者が起訴され、公判が開かれる日が決められた後、審理が行われ、判決が下されます。

判決について、検察官や被告人がその内容に不服がある場合には、さらに上級の裁判所（高等裁判所等）に訴えることとなります。

刑事手続の流れ



少年事件

犯人が14歳以上20歳未満の少年である場合

捜査

警察では、14歳以上の少年については、刑事手続と同様に捜査を行います。

○法定刑が禁固以上の犯罪の場合

事件を検察庁に送ります。送致を受けた検察官は、少年をどのような処分にするのがよいか意見を付けて事件を家庭裁判所に送ります。

○法定刑が罰金以下の犯罪の場合

警察から直接、家庭裁判所に事件を送ります。

審判

家庭裁判所では、送られてきた事件について、審判（刑事手続でいう裁判）を開始するかどうか決定します。

審判不開始

少年が十分改心し、もはや審判に付する必要がないと判断された場合は、審判手続を開始せずその時点で終了します。

審判手続

裁判官が直接審理することが必要であると認められる場合は、審判手続を開始します。審判では、保護処分の決定を行うほか、保護処分の必要がない場合には、不処分の決定が行われます。

検察庁へ逆送

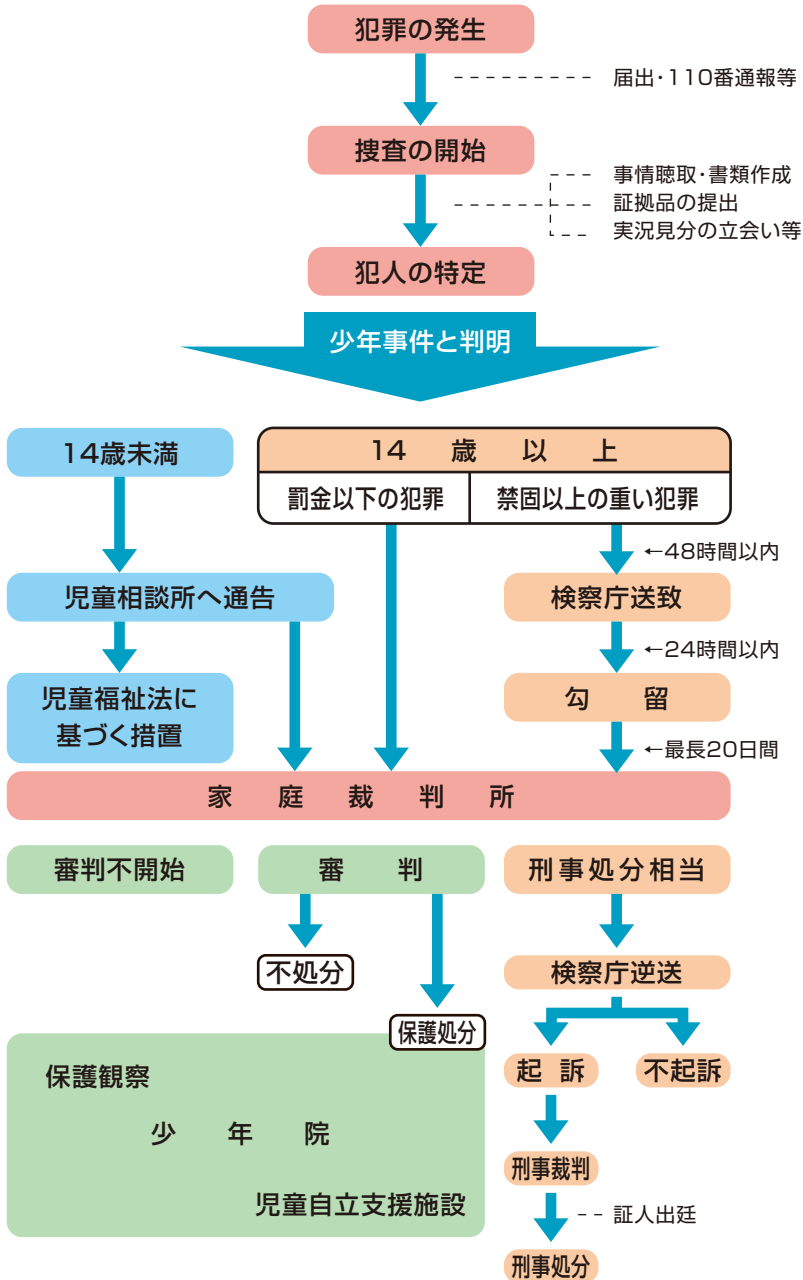
少年が凶悪な犯罪を犯した場合等、刑事処分とすべきであると認められる場合には、事件を検察庁に送り返します。この場合、少年は原則として裁判にかけられ、成人の刑事事件と同様に、刑罰を科すかどうか決定を受けます。

犯人が14歳未満の少年である場合

14歳未満の少年については、法律上罰することができないことから、警察で必要な捜査・調査を行った後、当該事件を児童相談所に通告することができるほか、家庭裁判所の審判に付すべきと思料するときは、当該事件を児童相談所に送致します。

※ 送致又は通告を受けた児童相談所では、少年に対し児童福祉法上の措置（児童福祉施設入所措置や児童福祉司指導措置等）をとるほか、家庭裁判所での審判が必要であると判断した場合は、事案を家庭裁判所に送ります。家庭裁判所では、14歳以上の少年と同様、審判を開始するかどうかの決定を受けます。

少年事件手続の流れ



被害にあわれた方には、刑事手続上、必要にご協力をお願いすることとなりますが、そのことでご負担をおかけすることもあります。

犯人を捕まえ、処罰するため、そして同じような被害にあう人をなくすためにも、是非ともご協力をお願いします。具体的には、次のようなことがあります。

被害届の提出

犯罪の被害にあわれたとき、捜査機関に被害届を提出して被害を申告できます。通常、これにより、捜査が開始されます。

また、被害にあわれた方は、捜査機関に犯罪事実を申告し、犯人の処罰を求めて告訴することができます。

器物損壊、名誉毀損などの「親告罪」といわれる犯罪については、裁判により犯人を処罰するため、告訴が必要となっています。

事情聴取

担当の捜査員が、犯行の状況や犯人の様子などについて、詳しく事情をお聞きます。思い出したくない、言いたくないこともあるかと思いますが、犯人や犯罪事実を明らかにするため、必要があってお尋ねするものです。詳しいことが分かれば分かるほど捜査もスムーズになり、犯人の早期検挙に繋がりますので、ご協力をお願いします。



- ※ 警察官に事情を話したことで犯人から仕返しをされるのではないかといった不安をもちたれるかもしれませんが、警察は犯人から再び被害を受けることのないよう安全対策に万全を期しています。
- ※ 被害にあわれた方で、事情聴取をする警察官の性別を希望される場合や、お子さんが被害にあい、事情聴取に親の同席が必要とお考えの場合は、あらかじめ担当捜査員にご相談ください。
- ※ 警察官による事情聴取のほかに、検察官からも同じようなことを聞かれることもあります。どうして同じことを繰り返して聞かれるのだろうと思われるかもしれませんが、これは検察官が起訴（不起訴）の判断をするために重要なものですから、ご理解ください。

証拠品の提出



犯人や犯罪事実を明らかにするため、被害にあわれた方が被害
当時に着ていた服、持っていた物等を証拠品として提出していた
だくことがあります。これは、犯罪を立証するため必要となります
ので、ご協力をお願いします。

- ※ 提出していただいたものについては、証拠品として保管する必要がなくなれば、
裁判が終わらない段階でもお返しします（これを「還付」といいます。）。
- ※ その証拠品をまだ保管する必要がある場合でも、所有者の方の請求により、仮
にお返しできる場合もあります（これを「仮還付」といいます。）。
- ※ また、これら証拠品について所有者の方が返却の必要がないと思われるものは、
提出のときに「放棄」の手続きをしていただければ、証拠品として保管する必要が
なくなったときに処分されることになります。

実況見分（検証）への立会い

被害にあわれた方には、警察官が犯罪の現場等について確認する際に立会いをして
いただくことがあります（現場等の状況を確認することを「実況見分」といい、特に裁
判所の令状に基づいて行う確認を「検証」といいます。）。

ある程度の時間がかかりますが、事実の解明や犯罪の立証に欠くことのできない場
合に行うものですので、ご協力をお願いします。

病院での診察

性犯罪の被害にあわれた方の妊娠や性病などの不安を解消し、怪我の治療などを行
うため、女性警察官などが付き添って、病院で診察を受けていただくことがあります。

- ※ 被害後、72時間以内に緊急避妊ピルを服用することで、望まない妊娠を防止する
ことができます。避妊効果は100%ではありませんが、医師の処方に従って、正しく
服用することにより高い効果があります。
また、医師と相談し、必要な性病検査を受けていただくこともできます。
- ※ 性犯罪の被害によって怪我をされた場合、医師の診断書により明らかにすることで
「致傷罪」となり、わいせつ行為のみの罪よりも重い刑罰を犯人に科すことが可能に
なる場合があります。

裁判での証言

被害にあわれた方には、犯罪の立証のため、公判で証言していただくことがあります
（これを「証人尋問」といいます。）。

裁判においては、様々な制度が用意されています。詳しくは、3（3）「裁判で利用
できる制度」の項目をご覧ください。

3

被害にあわれた方が利用できる制度

(1) 被害者等に対する支援要員制度

指定被害者支援要員制度

警察では、殺人、強制性交、全治1ヶ月以上の傷害等の身体犯、ひき逃げ事件、交通死亡事故等の専門的な被害者支援が必要とされる事案が発生したときに、指定された警察職員が、事件発生直後から被害者等の方への付添い、必要な助言・指導、情報提供、要望把握等を行ったり、関係機関や民間の被害者支援団体を紹介・引継ぎ等をする「指定被害者支援要員制度」を導入しています。

検察庁における被害者支援員制度

被害者等の方々の負担や不安をできるだけ和らげるため、被害者支援に携わる「被害者支援員」が全国の検察庁に配置されています。

被害者支援員は、被害者等の方々からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還等の各種手続の手助けをするほか、被害者等の方の状況に応じて精神面、生活面、経済面の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動を行います。

(2) 刑事手続、捜査状況の情報に関する制度等

警察の被害者連絡制度

警察では、殺人、強制性交、全治1ヶ月以上の傷害等の身体犯、ひき逃げ事件、危険運転致死傷罪等の重大な交通事故、事件の被害者等の方に対して次の事項について連絡します。なお、「事件・事故のことを思い出したくないので、知らせたくない。」などの意向のある方は、捜査員にその旨をお知らせください。

ア 刑事手続及び犯罪被害者のための制度

被害者の方から事情聴取を行った捜査員等が、刑事手続及び犯罪被害者のための制度について連絡します。

イ 捜査状況

被疑者の検挙に至っていない場合には、捜査に支障のない範囲内で捜査状況について連絡します。

ウ 被疑者の検挙状況

被疑者を検挙した場合には、捜査に支障のない範囲内で被疑者検挙の旨、被疑者の人定（被疑者の氏名、年齢等）について連絡します。



エ 逮捕被疑者の処分状況

逮捕後、勾留が行われた事件については、事件を送致した検察庁、起訴・不起訴等の処分結果、公訴を提起した裁判所等について連絡します。

※ 被疑者が少年の場合には、連絡の内容に若干の違いがあります。

法務省の各機関における被害者等通知制度

検察庁、地方更生保護委員会又は保護観察所から、被害者等の方々の希望に応じ事件の処分結果、刑事裁判の結果や有罪裁判確定後の加害者の処遇状況について通知する制度があります。通知を受けることができる事項は、次のとおりです。

- ア 事件の処分結果（公判請求、略式命令請求、不起訴等）
- イ 裁判を行う裁判所及び裁判が行われる日
- ウ 裁判の結果（裁判の主文と上訴・確定の有無）
- エ 犯人の身柄の状況、起訴事実、不起訴の理由等
- オ 刑の執行終了予定時期
- カ 受刑中の刑事施設における処遇状況等
- キ 仮釈放又は刑の執行終了に関する事項（釈放年月日、釈放事由等）
- ク 仮釈放審理に関する事項
- ケ 保護観察中の処遇状況等



これらの通知の申出先は、事件を取り扱った検察庁です。

また、少年院、地方更生保護委員会又は保護観察所からは、被害者等の方々の希望に応じ、保護処分を受けた加害者に係る通知（少年審判後の通知）を行っています。

- ア 収容されている少年院の名称等
- イ 少年院在院中の教育状況等
- ウ 出院に関する事項（出院後に出院年月日、出院事由等）
- エ 仮退院審理に関する事項
- オ 保護観察中の処遇状況等

これらの通知の申出先は、加害者が少年院送致処分を受けた場合はお近くの少年鑑別所、保護観察処分を受けた場合はお住まいの都道府県にある保護観察所です。

なお、検察庁において、被害者等の方々が再び被害にあうことがないよう転居その他犯人と接触を避ける措置をとる必要があり、検察官が通知を行った方がよいと認めたとときには受刑者の釈放直前における釈放予定の時期や釈放された後

の住所地について通知がなされることがあります。

※ 詳しい説明については、担当の検察官等にお問い合わせください。

心神喪失等の状態の者から被害を受けた方の審判の傍聴及び結果通知

心神喪失等の状態で一定の重大な他害行為（殺人、放火等）を行った者が心神喪失等であると認められて不起訴処分あるいは無罪となった場合等には、明らかに必要がない場合を除き、検察官は医療の要否及び内容を決定する審判を求めて、裁判所に申立てをすることになります。

裁判所は、この申立てを受けて審判を行い、その者を入院させるのか、それとも通院させるのかなどの決定をします。

被害者等の方は、申出をすることによって、審判を傍聴することができ、また、審判の結果等について裁判所からの通知を受けることができます。

※ 詳しくは、事件を担当する検察官又は裁判所にお問い合わせください。

検察審査会への審査申立て

検察官は、事件の捜査を行った上で被疑者を処罰する必要があると判断した場合に起訴しますが、いろいろな事情から起訴をしない処分（不起訴処分）をする場合があります。

検察審査会は、検察官が行った不起訴処分の当否を審査する機関で、地方裁判所と主な地方裁判所支部の中に設置されております。

検察審査会は、被害者等の方や犯罪を告訴・告発した人から、検察官の不起訴処分を不服として申立てがあった場合に審査を始めます。また、被害者等の方からの申立てがなくても、新聞記事等をきっかけに自ら審査を始めることもあります。

検察審査会への審査の申立てや相談については、一切費用がかかりません。

※ 詳しくは、最寄りの検察審査会事務局までお問い合わせください。

(3) 裁判で利用できる制度

被害者等の方には、民事裁判や刑事裁判において、証人等として証言していただくことがあります。その際に、被害者等の方に配慮して、次のような制度が定められています。

- 裁判所が認める適当な人に付き添ってもらうこと。
- 被害者等の方が被告人・加害者や傍聴人から見えないように、間に遮り物を設置してもらうこと。
- 別室から、ビデオモニターを通じて証言すること。

その他刑事裁判等で利用できる制度

- 被害者等の方は、第1回の公判期日の後、原則として、裁判所にある刑事事件の事件記録の閲覧、コピーができます（少年事件でも可）。
また、いわゆる同種余罪の被害者等の方も、民事の損害賠償請求権のため必要があり、相当と認められる場合には、裁判所にある刑事事件の事件記録の閲覧、コピーができます。
- 被害者等の方は、刑事裁判の手續において、性犯罪等の被害者の氏名等を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をするよう、裁判所に申し出ることができます。この決定があったときは、起訴状の朗読等の訴訟手續は被害者の氏名等を明らかにしない方法で行われます。
- 刑事事件の裁判で、犯罪被害に関する心情や意見を述べるすることができます。
- 被害者等の方の申出があれば、公判を優先して傍聴することができるように、できる限りの配慮が行われます。
- 被告人との間で示談した場合に、別に民事訴訟を起こさなくてもいいように、その示談内容を刑事裁判の調書に記載してもらうことができます。
- 検察庁で、冒頭陳述の要旨を記載した書面を受け取ることができます。
- 被害者参加制度
殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、過失運転致死傷罪等の被害者等の方は、裁判所の許可を得て、「被害者参加人」という訴訟手續上の地位を得た上で、刑事裁判に参加することができます。この際に発生する旅費、日当及び宿泊料は国が負担することになります（宿泊料の支給は、被害者参加人が出席する裁判所が遠方のためなどの理由に限られます。）。

具体的には、公判期日に出席し、一定の要件の下で証人や被告人に対して質問したり、事実又は法律の適用についての意見を述べたりすることができます。

○ 被害者国選弁護制度

被害者参加人となった被害者等の方は、公判期日への出席や被告人質問等の行為を弁護士に委託することもできますが、その資力（現金、預金等の合計額）から療養費等の額（犯罪行為を原因として請求の日から6か月以内に支出することとなると認められる治療費その他の費用の合計額）を控除した額が、基準額（200万円）に満たない場合には、裁判所に対して、弁護士の援助を受けられるようにするため、弁護士（被害者参加弁護士）の選定を請求することができます。この弁護士の報酬及び費用は、国が負担することになります。

○ 損害賠償命令制度

殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪等の被害者等の方は、刑事事件が地方裁判所に係属している場合に、その刑事事件を担当している裁判所に対し、刑事事件で起訴されている犯罪事実を原因とした不法行為による損害賠償を被告人に命ずるよう求める申立てをすることができます。

この手続は、被告人に対し有罪の言渡しがあった場合、直ちに損害賠償命令事件の審理が開始され、原則として4回以内の期日で簡易迅速に行われ、刑事事件を担当した裁判所が刑事記録を職権で取り調べるなど、被害者等の方による被害事実の立証が容易になっています。

なお、4回以内の期日では終わらない場合や損害賠償命令の申立てについての裁判に対して異議の申立てがあった場合等は、通常の民事訴訟手続に移行します。

詳しくは、担当の検察官、事件を担当する検察庁や裁判所にお問い合わせください。

また、少年犯罪による被害者等の方には、次のような制度があります。

- 被害者等の方は、審判開始の決定があった後、原則として、裁判所にある少年事件の事件記録（少年の要保護性に関して行われる調査についての記録である、いわゆる社会記録は除く。）の閲覧、コピーができます。
- 裁判官や家庭裁判所調査官に対して、犯罪被害に関する心情や意見を述べることができます。

- 殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、過失運転致死傷罪等（いずれも傷害の事案にあつては、これにより生命に重大な危険を生じさせた場合に限られます。）の被害者等の方は、少年審判の傍聴が認められる場合があります。
- 家庭裁判所から、審判期日における審判の状況について説明を受けることができます。
- 家庭裁判所から、少年審判の結果等の通知を受けることができます。
詳しくは、家庭裁判所にお問い合わせください。

(4)更生保護において利用できる主な制度

加害者の更生保護について、次のような意見を述べる制度があります。

意見等聴取制度

加害者が刑事施設や少年院に収容された場合、申出をした被害者等の方は、加害者の仮釈放や少年院からの仮退院を許すか否かを判断するために地方更生保護委員会が行う審理において、仮釈放・仮退院に関する意見や被害に関する心情を述べることができます。聴取した意見等は、地方更生保護委員会において、仮釈放・仮退院の判断に当たって考慮されるほか、仮釈放・仮退院を許す場合の特別遵守事項の設定等に当たって考慮されます。

詳しくは、管轄する地方更生保護委員会にお問い合わせください。

心情等伝達制度

加害者が保護観察となった場合、保護観察所が被害者等の方に、被害に関する心情、その置かれている状況、保護観察中の加害者の生活や行動に関する意見を聴取し、これを保護観察中の加害者に伝えることができます。保護観察中の加害者に対しては、被害の実情等を直視させ、反省や悔悟の情を深めさせるよう指導監督を行います。

詳しくは、最寄りの保護観察所にお問い合わせください。

(5)安全の確保に関する制度

再被害の防止・保護対策

警察では、被害者等の方が再度、同じ加害者から生命、身体に被害を受けるおそれがある場合に、「再被害防止対象者」として、重点的な防犯指導や必要に応じた所要の警戒措置を行い、再被害防止対象者からの要望があった場合又は再被害防止に必要な場合には、加害者の釈放等に関する情報等を提供して安全の確保に努めています。

また、加害者が暴力団員、暴力団関係者、総会屋等で、これら暴力団等からの仕返しを受けるおそれがある場合には、被害者等の方を「保護対象者」として指定し、暴力団等からの保護に必要な措置を実施して、被害の未然防止を徹底しています。

もし、加害者や暴力団等から、生命、身体に危害を加えられるような脅しを受けた場合には、すぐに警察へ通報してください。

DV(配偶者等からの暴力)、ストーカー、児童虐待等の被害者の保護



警察では、配偶者等からの暴力事案、ストーカー事案、児童虐待事案等の被害にあわれた方が、加害者から離れて保護される必要がある場合には、安全の確保について女性相談所や児童相談所と連携の上対応しています。

詳しくは、担当の捜査員にお問い合わせになるか、女性相談所、児童相談所にご相談ください。

プライバシー侵害等に対する人権救済制度

被害者等の方が、いわれのないうわさや中傷によって傷つけられたり、プライバシーを侵害されるなどの被害を受けた場合、法務省の人権擁護機関は相談を受けたり、相手方に人権侵害を止めるよう勧告するなどの救済のための措置を講じています。

被害者等の負担の軽減

警察では、犯罪により傷害等を負ったときに、事件の立証等に必要な経費を支給し、被害にあわれた方の費用負担を軽減しています。

- ご家族を亡くされた方……………司法解剖後の遺体搬送経費・遺体修復費・検案書料
- 傷害を負われた方……………診断書料・診察料（診断書作成時）
- 性犯罪被害にあわれた方……………診断書料・初診料・検査費・緊急避妊等経費
- 自宅が犯罪現場となり、居住が困難な方
……………一時避難場所借上経費・ハウスクリーニング
経費

※ 対象事件の被害にあわれた方でも、支出基準を満たさない場合等には、公費の支出ができないこともあります。

※ 支給内容については、各都道府県によって異なりますので、詳しくは事件を担当する警察署又は警察本部にお問い合わせください。

犯罪被害給付制度

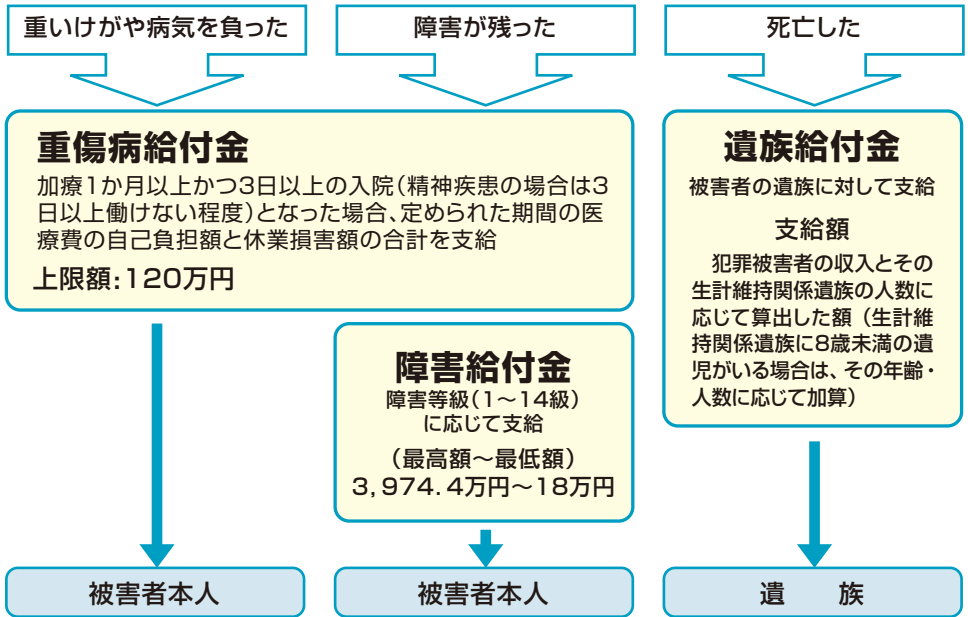
故意の犯罪行為によって、ご家族の方を亡くされたご遺族、重大な負傷又は疾病を負ったり、後遺障害が残った被害者の方に対して、労災保険等の他の公的給付や加害者から十分な損害賠償を受けることができなかった場合等において、国が給付金を支給する制度です。

給付金は一時金として支給されるもので、遺族給付金、重傷病給付金、障害給付金があります。

ただし、原因となった犯罪行為が行われたときに日本国籍を有しない方で、かつ、日本国内に住所を有しない方は受給できません。

また、被害者の方に不適切な行為がある場合等には、給付金の全部又は一部が支給されないこともあります。

犯罪被害給付制度の概要



○申請の制限

申請は、犯罪行為による死亡、重傷病又は障害の発生を知った日から2年を経過したとき、又はこれらの被害が発生した日から7年を経過したときはできません。

ただし、加害者により身体の自由を不当に拘束されていたなどのやむを得ない理由により、所定の期間内に申請することができなかったときは、その理由のやんだ日から6月以内に申請することができます。

○申請手続

申請は、申請者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に対して行いますが、具体的な手続としては、住所地を管轄する警察署又は警察本部に申請書と必要書類を提出することとなります。

詳しくは、最寄りの警察署・警察本部にお問い合わせください。

国外犯罪被害弔慰金等支給制度

日本国外において行われた故意の犯罪行為によりご家族を亡くされたご遺族、後遺障害が残った被害者の方に対して、国が給付金を支給する制度です。

給付金は一時金として支給されるもので、国外犯罪被害弔慰金（200万円）、国外犯罪被害障害見舞金（100万円）があります。

対象となる被害者は、原因となった犯罪行為が行われたときに日本国籍を有する方（日本国外に生活の本拠を有し、その地に永住すると認められる方を除きます。）で、被害者遺族は、原因となった犯罪行為が行われたときに日本国籍を有する方または日本国内に住所を有する方です。

また、被害者の方に不適切な行為がある場合等は、給付金が支給されないこともあります。

カウンセリング制度

犯罪の被害により大変重いストレスにさらされると、程度の差はあっても、次のような様々な心身の反応があらわれることがあります。

感情面

感情が麻痺し、楽しい・悲しいを感じなくなる、強い恐怖・不安、眠れない・夜間に目が覚める、孤独感・罪悪感・自責感、いらいら・怒り

思考面

物事に集中できない、思考力の減退・まひ・混乱、そのときの光景が何度も思い浮かぶ、事件のことを何度も夢に見る



行動面

怒りっぽくなる、興奮、取り乱す、閉じこもり、飲酒・喫煙の増加、生活が不規則になる

身体面

頭痛、肩こり、手足のだるさ、胃のもたれ、下痢、便秘、息苦しさ、食欲不振

これらの症状は、誰にでも起こることです。また、時間の経過とともに、次第に回復していきますが、回復にかかる時間は人それぞれに異なります。中には様々な精神疾患（PTSD等）に発展していく場合があります。

警察が行うカウンセリング制度

警察では、被害者等の方々の精神的被害回復を支援するため、精神科医や臨床心理士、公認心理師と連携するなど、被害者等の方のためのカウンセリング体制を整備しています。詳しくは、最寄りの警察署又は警察本部にお問い合わせください。

また、日常生活に支障を感じたときは、医療機関、保健所又は精神保健福祉センターへご相談ください。更に、犯罪の被害により児童生徒が心のケアを必要としている場合には、スクールカウンセラー等によるカウンセリングもできますので、学校にご相談ください。

「公益社団法人被害者支援センターやまなし」は、犯罪や交通事故等の被害者やそのご家族、ご遺族に対して、精神的なケアを行うなど、被害者の方の早期の立ち直りを支援するとともに、県民全体に被害者らに対する思いやりを広める活動を通して、安心・安全な社会づくりを目的とする団体です。

電話相談・面接相談

研修を積んだ相談員・臨床心理士・弁護士・医師等が対応します。



付き添いなどの直接支援

支援員による自宅訪問・病院・裁判所等への付き添いなどを行います。



関係機関・団体との連携による支援活動

警察・関係機関・団体と連携して被害者等の支援活動を行います。



広報・啓発活動

被害者の置かれた現状と支援の必要性を社会に周知する活動を行います。



犯罪被害者等給付金支給申請補助

犯罪被害者の遺族や重大な被害を受けた犯罪被害者に対して国から支給される犯罪被害者等給付金の申請を補助します。



被害者自助グループへの援助

同じような被害にあわれた被害者同士が集う交流の場の提供や活動の支援を行います。



山梨県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体 公益社団法人被害者支援センターやまなし

相談電話 055-228-8622

URL <http://www.sien-yamanashi.com/>

メールアドレス sien-yamanashi@comet.ocn.ne.jp

月曜日から金曜日（土・日・祝日・年末年始は除く。） 午前10時～午後4時

名 称	内 容	問 合 せ 先
民事上の 損害賠償請求制度	<p>犯罪は、他人の権利を侵害し、これによって他人に損害を生じさせる行為であることから、民法上の不法行為(民法第709条)に該当する場合があります。その場合には、被害にあわれた方等は、加害者等に対して損害賠償請求をすることができます。</p> <p>不法行為による損害賠償請求は、民事訴訟法等に基づく民事手続に従って行われるもので、刑事手続とは別に被害者の方々が申立て等を行う必要があります。</p> <p>詳しくは、裁判所や弁護士会にお問い合わせください。</p> <p>また、指定暴力団による不法行為については、暴力団対策法において、凶器を使用した対立抗争又は指定暴力団の名称を示すなどして行う資金獲得活動に際して、指定暴力団が他人の生命・身体又は財産を侵害したときは、その指定暴力団の代表者等がこれによって生じた損害を賠償する責任を負うとされています。</p> <p>この規定により、例えば</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対立抗争の巻き添えにあい、指定暴力団員から怪我を負わされた ・ 指定暴力団員から要求されたみかじめ料の支払いを断つたために、暴力行為を受けた <p>などの場合に損害賠償請求を行うに当たっては、被害者側の立証負担が軽減されます。</p> <p>詳しくは、警察本部や弁護士会にお問い合わせ下さい。</p> <p>裁判所ホームページ http://www.courts.go.jp/</p>	<p>山梨県弁護士会 Tel.055-235-7202</p> <p>甲府簡易裁判所 Tel.055-213-2537</p> <p>諏訪簡易裁判所 Tel.0556-22-0040</p> <p>都留簡易裁判所 Tel.0554-43-2185</p> <p>富士吉田簡易裁判所 Tel.0555-22-0573</p>
税法上の救済制度	<p>医療費を支払ったり、身体に障害を負った方、あるいは配偶者と死別した方等には、次のような「所得控除」が認められる場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療費控除(一定額を超える部分) ・ 障害者控除 ・ 寡婦(寡夫)控除 <p>詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせ下さい。</p>	<p>甲府税務署 Tel.055-254-6105</p> <p>山梨税務署 Tel.0553-22-1411</p> <p>諏訪税務署 Tel.0556-22-3191</p> <p>大月税務署 Tel.0554-22-3151</p>
公営住宅への優先 入居	<p>犯罪被害により従前の住居に住めなくなった一定の収入以下の方(DV被害者以外の単身者を除く。)また、緊急に公営住宅へ入居する必要がある方について、公営住宅へ優先的に入居できる場合があります。</p> <p>詳しくは、山梨県住宅供給公社又は山梨県建築住宅課までお問い合わせください。</p>	<p>山梨県住宅供給公社 Tel.055-237-1656</p> <p>山梨県建築住宅課 (県営住宅管理担当) Tel.055-223-1732</p>

名 称	内 容	問 合 せ 先
福祉制度	<p>父(母)親を亡くしたため、ひとり親家庭になった場合には、児童扶養手当の支給や福祉資金の貸付け等を受けることができる場合があります(児童扶養手当については各市町村担当窓口、福祉資金の貸付け等については、各保健福祉事務所にお問い合わせください。)</p> <p>また、犯罪被害により収入がなくなったり、少なくなったりしたため生活が困っている方に対しては、困窮の程度に応じて、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助等の必要な保護を受けることができる生活保護制度が準備されています。</p> <p>生活保護の問合せ先(山梨県)</p> <p>① 市部在住の方 住居地の市福祉事務所</p> <p>② 町村在住の方 住居地を管轄する県保健福祉事務所・ ・ 峡南保健福祉事務所 (西八・南巨・昭和町) ・ 富士・東部保健福祉事務所 (南都・北都) 住居地町村役場の民生担当課</p>	<p>山梨県保健福祉事務所 中北保健福祉事務所 Tel.0551-23-3443</p> <p>峡東保健福祉事務所 Tel.0553-20-2750</p> <p>峡南保健福祉事務所 Tel.0556-22-8145</p> <p>富士・東部保健福祉事務所 Tel.0555-24-9047</p> <p>Tel.0556-22-8149</p> <p>Tel.0555-24-9042</p>
個別労働紛争解決制度	<p>都道府県労働局において、個々の労働者と事業主間の労働関係に関する事項のトラブルの未然防止、労使による自主的な解決を促進することを目的として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合労働相談コーナーにおける情報提供・相談 ・ 都道府県労働局長による助言・指導 ・ 紛争調整委員会によるあっせん <p>を行っています。</p> <p>詳しくは、都道府県労働局総務部企画室又は総合労働相談コーナーにお問い合わせ下さい。</p>	<p>山梨労働局総務部企画室総合労働相談コーナー Tel.055-225-2851</p>
暴力団犯罪被害者支援制度	<p>暴力排除運動の中核として、暴力団に関するトラブルがあった方への支援と助言を積極的に行っています。</p> <p>特に暴力団犯罪の被害者となった方に対しては、次のような支援を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民事訴訟費用の無利子貸付け ・ 見舞金の支給 ・ 専門的な知識を有する相談員による相談 	<p>(公財)山梨県暴力追放運動推進センター Tel.055-227-5420</p>
奨学金給与事業等	<p>犯罪行為により不慮の死をとげた方又は重障害を受けた方の子弟で、犯罪被害を受けたとき、主として被害者の収入により生計を維持していた者を対象として奨学金を給付します。また、この事業以外に支援金支給、生活指導相談事業等を行っています。 ホームページ http://kyuenkikin.or.jp/</p>	<p>(公財)犯罪被害者救援基金 Tel.03-5226-1020</p>
奨学金給与事業(まごころ奨学金)	<p>保護者が、理不尽な犯罪に遭遇し、経済的に不安定となったために、奨学金の給与を必要とする家庭の子どもで、高校、大学、大学院、短大、専修学校(専門課程)に在学しているか進学を予定している方(他の奨学金と同時に利用できます。)</p>	<p>(公財)日本財団 Tel.03-6229-5111</p>

6

各種相談窓口

警察の窓口

種別	相談先	電話番号	備考
各種警察相談	警察総合相談室	055-233-9110 又は#9110	
山梨県警察ホームページ	各種相談、意見、要望等を受け付けています。 http://www.pref.yamanashi.jp/police/		
性犯罪に関する相談	性暴力110番	055-224-5110 又は#8103 FAX共通	24時間受付 FAX:24時間受付
少年の非行問題、困りごと、被害の悩み等	ヤングテレホンコーナー(電話相談)	055-235-4444	平日[8:30~17:00]
	メールによる相談は、山梨県警察ホームページ内「相談窓口」から http://www.pref.yamanashi.jp/police/p_syonen/saportsenter.html		
列車内の痴漢等被害	痴漢等被害相談所	055-235-5396 FAX共通	FAX:24時間受付
犯罪被害給付制度に関する相談	警察本部犯罪被害者支援室	055-221-0110	
暴力団犯罪等に関する相談	警察本部組織犯罪対策課	055-221-0110	
生活上の安全に関する相談、ストーカーや配偶者からの暴力に関する相談等	警察安全相談所		各警察署内

- 各都道府県警察の相談窓口を知りたい方は、
警察庁犯罪被害者支援室
ホームページ <http://www.npa.go.jp/higaisya/index.html>
をご参照ください。

その他の相談窓口

種 別	相 談 先	電 話 番 号	備 考
各種被害者支援相談等	公益社団法人 被害者支援センターやまなし	055-228-8622 <small>フジは ュロ-ニコニコ</small> sien-yamanashi @comet.ocn.ne.jp	10:00～16:00 土・日・祝日・年末年始は除く
各種法律相談	山梨県弁護士会法律相談センター	055-235-7202	月～金(13:00～16:00) 火(10:00～12:00) 木(10:00～12:00 18:00～20:00) 土・日・祝日・年末年始は除く
各種法律・被害者相談	日本司法支援センター ・法的トラブル相談 http://www.houterasu.or.jp/ ・犯罪被害者支援ダイヤル 法テラス山梨	0570-078374 <small>おなやみなし</small> IP電話からは 03-6745-5600 なくことないよ 0570-079714 IP電話からは 03-6745-5601 0570-078326 IP電話からは 050-3383-5411	平日(9:00～21:00) 土曜(9:00～17:00) 日・祝日・年末年始は除く 情報提供 平日(9:00～12:00 13:00～16:00) 法律相談 火・金(13:00～16:00) 第2月曜(9:30～12:30)
総合支援窓口	山梨県県民安全協働課	055-223-4180 <small>みじさんまほいせ</small>	平日(8:30～17:15)
性犯罪・性暴力被害者の相談窓口	やまなし性暴力被害者サポートセンター 「かいさぼ ももこ」	055-222-5562 <small>こころに</small>	平日(9:00～17:00) 土・日・祝日・年末年始は除く
行政・法律相談	山梨県県民生活センター 地方相談室	055-223-1366 0554-45-5038	平日(8:30～17:15) 受付は終了時間の30分前まで
女性のための相談 (DV被害等を含む)	配偶者暴力相談支援センター ・山梨県女性相談所 ・山梨県男女共同参画推進センター (ぴゅあ総合) DV相談ナビ 甲府地方方法務局人権擁護課 ・女性の人権ホットライン	055-254-8635 055-237-7830 #8008 055-252-7239 0570-070-810	電話:9:00～20:00 面接:9:00～17:00 土・日・祝日・年末年始は除く 電話:9:00～17:00 面接:9:00～16:00 第2、4月曜・年末年始を除く毎日
児童・青少年に 関する相談	山梨県中央児童相談所 山梨県都留児童相談所 山梨県教育委員会 山梨県総合教育センター ・いじめ・不登校ホットライン	055-288-1561 0554-45-7838 055-263-3711	

種 別	相 談 先	電 話 番 号	備 考
いじめ電話相談	24時間いじめ相談ダイヤル 子どもの人権110番	0120-078310 0120-007-110 055-252-0110	終日
心の悩み相談	山梨県精神保健福祉センター ・心の電話相談 (ストリガ イル) 山梨いのちの電話	055-254-8644 055-254-8700 055-221-4343	8:30～17:15 (土・日・祝日・年末年始を除く) 9:00～12:00、13:00～16:00 夜間は木曜のみ16:00～19:00 (土・日・祝日・年末年始を除く) 16:00～22:00(火～土曜)
障害者の相談	山梨県障害者相談所 ・身体障害の相談 ・知的障害の相談 こころの発達総合支援センター ・発達障害の相談	055-254-8672 055-254-8674 055-288-1695 055-288-1795	(初めての方)
福祉に関する相談	山梨県社会福祉協議会 各市町村の社会福祉協議会 山梨県保健福祉事務所	055-254-8610 P19参照	
暴力団に関する相談	公益財団法人 山梨県暴力追放運動推進センター 山梨県弁護士会 民事介入暴力被害者 救済センター	055-227-5420 055-235-7202	
被害相談・事件に関する 問い合わせ	甲府地方検察庁 (被害者ホットライン)	055-228-9732 FAX共通	TEL 平日(8:30～17:15)
意見等聴取制度・心情等 伝達制度等の相談	甲府保護観察所	055-235-7144	

- ※ 全国の地方検察庁の被害者ホットライン窓口は検察庁ホームページ
http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji_keiji11-9.html
- ※ 全国の保護観察所の所在地及び専用電話を知りたい方は、
法務省の更生保護における犯罪被害者等施策ホームページ
http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_victim.html
- ※ 全国の法務局・地方法務局の常設人権相談窓口は法務省ページ
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken20.html>
インターネット人権相談受付窓口 (SOS-eメール)
パソコン <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

担当者

警察署

課

氏名

連絡先

犯罪の被害にあわれた方へ

編集・発行／山梨県警察本部犯罪被害者支援室

令和3年3月



山梨県警察シンボルマスコット
“ふじくん”